

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前																								
<p>(職務の分類)</p> <p>第15条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>等級別基準職務表</u>(別表第2)に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>等級別基準職務表</u>(別表第2)右欄に掲げる<u>基準となる職務</u>とその複雑、困難及び責任の度が同程度の<u>職務</u>で別に定めるものは、それぞれの職務の級に分類するものとする。</p>			<p>(職務の分類)</p> <p>第15条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>級別標準職務表</u>(別表第2)に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項に定める<u>級別標準職務表</u>に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の<u>職務</u>は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p>																								
<p>別表第4 学歴免許等資格区分表(第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 中学卒</td> <td>中学卒</td> <td>(1) 学校教育法による中学校、<u>義務教育学校</u>若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)	(略)	(略)	第4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、 <u>義務教育学校</u> 若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)	<p>別表第4 学歴免許等資格区分表(第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 中学卒</td> <td>中学卒</td> <td>(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>			学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)	(略)	(略)	第4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																									
基準学歴区分	学歴区分																										
(略)	(略)	(略)																									
第4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、 <u>義務教育学校</u> 若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)																									
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																									
基準学歴区分	学歴区分																										
(略)	(略)	(略)																									
第4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) (略)																									
<p>別表第6 修学年数調整表(第18条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 1-3 (略)</p>			(略)	<p>別表第6 修学年数調整表(第18条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 1-3 (略)</p>			(略)																				
(略)																											
(略)																											

<p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち<u>医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)</u>を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 学校教育法による大学院博士課程のうち<u>医学、歯学、薬学又は獣医学に関する課程</u>を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。</p> <p>5 (略)</p>
---	--

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 等級別基準職務表(第15条関係)

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	副主査の職務
3級	主査の職務
4級	1 課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務
5級	1 本部の参事の職務 2 出先機関の次長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)
6級	1 本部の課長の職務 2 出先機関の長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)
7級	1 本部の部長又は副理事の職務 2 相当大規模な出先機関又は相当困難な事務を所掌する出先機関の長の職務 3 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の次長の職務
8級	1 副企業長の職務 2 技術長又は理事の職務

備考

- この表において「本部」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部及び事業管理部(次項に規定する出先機関を除く。)をいう。
- この表において「出先機関」とは、大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)第2条第1項に規定する出先機関をいう。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)		(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)
2 特定任期付職員の号給は、次の表に掲げる基準に従い、その者が従事する業務に応じて決定する。		2 前項の給料表の号給は、特定任期付職員の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に定めるとおりとする。
号給	基準となる業務	
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う業務	(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う困難な業務	(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務	(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務	(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難で重要な業務	(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して行う特に困難で重要な業務	(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して行う特に困難で特に重要な業務	(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給
3・4 (略)		3・4 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。